

令和3年2月24日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省年金局事業管理課

代行証明書等の様式について（周知）

平素より社会保険行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業主が提出する届書等に係る手続を社会保険労務士が代行する場合に提出する代行証明書の様式につきましては、「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」（平成26年7月7日年管管発0707第5号・年国発0707第1号。令和2年3月19日改正）により取り扱うこととしています。

当該様式に記載されている事業主等の押印欄については、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行に伴う事務取扱等について」（令和2年12月25日年管発1225第3号）の「2 通知等で押印を求めている届書等の取扱い」により、廃止したものとみなすこととしました。

これに伴い、日本年金機構ホームページにおいて、押印欄削除後の様式を掲載しておりますので、会員様に対し、今後はこちらをご利用いただきますよう、周知をお願いします。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/download.files/daikouE01.docx>

なお、従前の様式についても、引き続きご利用いただくことは可能です。（その場合であっても押印欄への押印は不要です。）

以上

提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所所在地 _____

○社会保険労務士事務所名称 _____

○社会保険労務士氏名 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 _____

○事業所名称 _____

○事業主氏名 _____

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____
--------------------	---

G ビズ ID による提出の場合は、
社会保険労務士証票コピー貼付（表面）
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

G ビズ ID による提出の場合は、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏面）
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

年管管発 0319 第 2 号
令和 2 年 3 月 19 日

日本年金機構
事業企画部門担当理事 殿
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について

電子申請における、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類（以下「代行証明書」という。）をもって電子署名を省略することができる取扱いについては、平成 26 年 7 月 7 日年管管発第 5 号（以下「平成 26 年通知」という。）（別添 1）により取り扱ってきたところであるが、令和 2 年 4 月 1 日より、経済産業省が提供する、法人番号を活用し一つの ID パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム（以下「G ビズ ID」という。）による電子申請が開始されることから、下記のとおり取扱いを改めることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済みであることを申し添える。

記

1. 代行証明書の具体例の変更

平成 26 年通知中 3（4）アを別紙のとおり改める。

別紙

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」（平成26年7月7日年管管発0707第5号、年国発0707第1号）

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 代行証明書等の様式</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 代行証明書の様式は、別添2のとおりであり、GビズIDによる電子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要であるので、受付の際は留意すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、令和2年3月31日より前に使用されていた改正前の別紙2の様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電子申請ができること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 代行証明書等の具体例</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 代行証明書の具体例は、別紙1、2のとおりであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p>

別添 1 【改正前】

年管管発 0707 第 5 号
年 国 発 0707 第 1 号
平成 26 年 7 月 7 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局国際年金課長
(公 印 省 略)

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略については、これまで「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」（平成 20 年 6 月 23 日付け庁保険発第 0623001 号・社業発第 13 号社会保険庁運営部企画課長・医療保険課長・年金保険課長・社会保険業務センター総務部長連名通知）及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」（平成 21 年 3 月 18 日付け庁保険発第 0318001 号社会保険庁総務部総務課長・運営部年金保険課長連名通知）により実施してきたところであるが、今後は、日本年金機構の定める電子申請が可能な手続すべてについて下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施について遺漏なきよう取り計らわれたい。社会保障協定関係の手続についても下記のとおり取り扱うこととするを念のため申し添える。

これに伴い、「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」は廃止する。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済であり、別途通知していること、また、全国健康保険協会には保険局保険課より別途通知されることを申し添える。

記

1 事業主が提出する届書等について

事業主が提出する届書等に係る手続を社会保険労務士が代行する場合は、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類（以下「代行証明書」という。）を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることを可能とする。

2 被保険者が事業主を経由して提出する届書等について

被保険者が事業主を経由して提出する届書等に係る手続をする場合は、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨（社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、当該社会保険労務士を復代理人とする旨も含む。）の委任状を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることを可能とする。

3 実施方法

(1) 電子データの形式

電子データの形式は、JPEG（拡張子：jpg）又は、PDF（拡張子：pdf）とすること。

(2) 原本の保存

届書等、代行証明書及び委任状の原本（紙届書等）については、事業主又は社会保険労務士において提出後2年間（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第34条、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第20条及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第28条に定める法定保存期限）保存すること。

(3) 年金事務所等における事務処理について

日本年金機構は、年金事務所等における電子申請の受付時に、代行証明書や委任状の添付を確認すること。

(4) 代行証明書等の具体例

ア 代行証明書の具体例は、別紙1、2のとおりであること。

イ 委任状の具体例は、別紙3のとおりであること。

(5) 届書等の様式への注記

電子申請が可能な届書等については、当該届書等の「記入方法」欄等に、電子申請による届出が可能であること、及び社会保険労務士が提出代行する場合に代行証明書や委任状を添付することにより事業主や被保険者の電子署名を省略することができることを追記すること。

当面の間は、当該記載のない届書等も使用可能とするが、できる限り速やかに対応すること。

4 実施時期

1から3までの措置は、平成26年7月8日申請分から実施。

【改正後】

年管管発0707第5号
年国発0707第1号
平成26年7月7日

(改正：令和2年3月19日年管管発0319第2号)

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)
厚生労働省年金局国際年金課長
(公印省略)

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略については、これまで「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」（平成20年6月23日付け庁保険発第0623001号・社業発第13号社会保険庁運営部企画課長・医療保険課長・年金保険課長・社会保険業務センター総務部長連名通知）及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」（平成21年3月18日付け庁保険発第0318001号社会保険庁総務部総務課長・運営部年金保険課長連名通知）により実施してきたところであるが、今後は、日本年金機構の定める電子申請が可能な手続すべてについて下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施について遺漏なきよう取り計らわれたい。社会保障協定関係の手続についても下記のとおり取り扱うこととするを念のため申し添える。

これに伴い、「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」は廃止する。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済みであり、別途通知していること、また、全国健康保険協会には保険局保険課より別途通知されることを申し添える。

記

1 事業主が提出する届書等について

事業主が提出する届書等に係る手続を社会保険労務士が代行する場合は、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類（以下「代行証明書」という。）を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることを可能とする。

2 被保険者が事業主を経由して提出する届書等について

被保険者が事業主を経由して提出する届書等に係る手続をする場合は、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨（社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、当該社会保険労務士を復代理人とする旨も含む。）の委任状を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることを可能とする。

3 実施方法

(1) 電子データの形式

電子データの形式は、JPEG（拡張子：jpg）又は、PDF（拡張子：pdf）とすること。

(2) 原本の保存

届書等、代行証明書及び委任状の原本（紙届書等）については、事業主又は社会保険労務士において提出後2年間（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第34条、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第20条及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第28条に定める法定保存期限）保存すること。

(3) 年金事務所等における事務処理について

日本年金機構は、年金事務所等における電子申請の受付時に、代行証明書や委任状の添付を確認すること。

(4) 代行証明書等の様式

平成26年通知中3（4）アを以下のとおりとする。

ア 代行証明書の様式は、別添2のとおりであり、GビズIDによる電子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要であるので、受付の際は留意すること。

なお、令和2年3月31日より前に使用されていた改正前の別紙2の様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電子申請ができること。

イ 委任状の具体例は、別紙3のとおりであること。

(5) 届書等の様式への注記

電子申請が可能な届書等については、当該届書等の「記入方法」欄等に、電子申請による届出が可能であること、及び社会保険労務士が提出代行する場合に代行証明書や委任状を添付することにより事業主や被保険者の電子署名を省略することができることを追記すること。

当面の間は、当該記載のない届書等も使用可能とするが、できる限り速やかに対応すること。

4 実施時期

1から3までの措置は、平成26年7月8日申請分から実施。

別紙 1 (令和2年3月31日廃止)

提出代行に関する証明書 (個別委託用)

平成 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく下記の届書等の提出代行事務を委託していることを証します。

記

【委託事項】

(具体的な申請書等の名称を記入する。)

【委託期間】

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ ㊟

別紙2 (令和2年3月31日新規申請終了)

提出代行に関する証明書 (継続委託用)

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ (印)

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____ (印)
--------------------	---

委 任 状

(代理人)

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

電話番号 _____

(復代理人)

社会保険労務士事務所所在地 _____

社会保険労務士事務所名称 _____

社会保険労務士氏名 _____

電話番号 _____

私は上記の者を代理人及び復代理人に選定し、次の事項に関する手続の権限を委任します。

この委任状をもって委託者の電子署名に代えることとし、電子申請により以下の届書等を管轄年金事務所へ提出を行うこと。

(届書名)

平成 年 月 日

委任者住所 _____

委任者氏名 _____ ⑩

委任者氏名 (第3号被保険者)

_____ ⑩

(注)「健康保険被扶養者(異動)届」と「国民年金第3号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)、資格喪失、死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正))届」を同時に提出する場合は、健康保険の被保険者及び第3号被保険者双方が委任者になります。

別添 2

提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所所在地 _____

○社会保険労務士事務所名称 _____

○社会保険労務士氏名 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 _____

○事業所名称 _____

○事業主氏名 _____ ㊟

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____ ㊟
--------------------	---

G ビズ ID による申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（表面）
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

G ビズ ID による提出の場合は、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏面）
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

年管発1225第3号
令和2年12月25日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行に伴う事務取扱等について

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月25日厚生労働省令第208号。以下「改正省令」という。）が令和2年12月25日に公布され、その内容については、「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について」（令和2年12月25日付け年発1225第1号厚生労働省年金局長通知）により、日本年金機構理事長宛て通知したところであるが、改正省令の事務の取扱いについては、下記のとおりであるので御了知いただくとともに、実施に当たっては貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 通知の廃止等について

年金関係の手続における署名又は押印の取扱いについては、以下に掲げる通知により運用されているところであるが、改正省令の施行に伴い、令和2年12月25日をもって当該通知は廃止すること。

- 平成10年12月21日付け庁保険発第15号社会保険庁運営部企画・年金管理課長他4課長等通知「政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金における届書等に係る押印の取扱いについて」
- 平成31年3月29日付け年管管発0329第7号厚生労働省年金局事業管理課長通知「適用事業所が提出する届出等における添付書類及び押印等の取扱いについて」中「2. 署名・押印等の取扱い」の署名又は押印の取扱いに係る部分
- 令和2年7月17日付け年管管発0717第1号/年国発0717第1号「新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から適用事業所が書面で提出する届出等における署名の取扱いについて」

2 通知等で押印を求めている届書等の取扱い

改正省令以外に、個別の通知等において申請者本人や事業主等に対して押印を求めている

手続における本人の認印や事業主の押印については、3に掲げる届書を除き廃止すること。

なお、改正省令の施行前に当職及び厚生労働省年金局事業管理課長より発出された日本年金機構理事長等宛ての通知等（日本年金機構の設立前に発出されたものを含む。）中の別添様式等に記載されている申請者本人や事業主等の押印欄については、本通知により廃止したものとみなすこと。

3 引き続き押印が必要な届書

以下（1）から（3）に掲げる届書については、以下のとおり対応すること。

- （1）口座振替申出書等における金融機関のお届け印、所得状況届における市区町村長の印は、現時点では引き続き押印を求めること。
- （2）公的年金等の受給権者の扶養親族等申告書に係る申請者印は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第124条第2項及び所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第4項の規定に基づき押印又は署名を求めているため、現時点では引き続き押印を求めること。
- （3）委任状（年金分割の合意書請求用）については、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第78条の4第1項第2号の規定に基づき代理人の押印及び押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付を求めているため、現時点では引き続き押印を求めること。

4 押印廃止後の添付書類等の取扱い

年金関係の請求手続を行う際は、身分証等の提示、個人番号又は基礎年金番号の記入等により、一定の本人確認措置が講じられている前提で、押印廃止後は、原則、新たに添付書類等は求めないこと。ただし、以下（1）から（3）に掲げる場合は、一定の代替措置を講じること。

- （1）事業主と申請者本人の利益が相反する可能性がある届書（育児休業等終了時報酬月額変更届、産前産後休業終了時報酬月額変更届）、各種確認書及び申立書については、申請者本人からの申出であることを確認するためのチェックボックス欄を設けること。
- （2）年金請求書等の第三者の証明印を求めている届書については、第三者の意思を明示的に確認するための電話番号欄を設けること。
- （3）郵送による提出により届書の修正が判明した場合は、訂正印を求めず、明らかな誤字等の不備を除き、届書の性質に応じ、本人に電話確認を行う等の措置を講じること。

5 旧様式により提出された届書の取扱い

改正省令の附則第2条の規定により、改正省令の施行以後も一定期間は旧様式（押印欄が記載されているもの）の使用が可能だが、各種様式については、適宜の方法によりできるだけ早期に切り替えを行うこと。

また、旧様式により被保険者等から押印がない届書の提出があった場合については、当該届書は有効なものとして取り扱い、そのことのみを理由として、当該届書をお客様に返戻しないこと。

○政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金における届書等に係る押印の取扱いについて

(平成一〇年一二月二一日)

(庁保険発第一五号)

(都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長・都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて
社会保険庁運営部企画・年金管理課長・社会保険庁運営部保険管理課長・社会保険庁運営部保険指
導課長・社会保険庁運営部年金指導課長・社会保険業務センター総務部長通知)

政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金における届書等に係る押印について
は、「申請負担軽減対策」(平成九年二月一〇日閣議決定)に基づき、平成九年七月に「押印見直し
ガイドライン」が定められたことを踏まえ、その在り方を見直した結果、次により取り扱うことと
したので、御了知のうえ貴管下社会保険事務所及び市区町村を指導されたい。

なお、今回の押印見直しの趣旨及び内容に関し、被保険者、事業主及び受給権者等に対する周
知、指導方につき、格別の御配慮を願いたい。

一 見直しの方針

(一) 国が国民に対して求めている押印について

記名押印を要する届書等については、原則として氏名を本人自ら署名した場合は押印を不要
とし、本人の自署以外の場合は本人の押印を必要とすること。

なお、厚生省令において様式が定められている届書等については、国民年金法施行規則等の
一部を改正する省令が平成一〇年一二月一八日に交付されている。

ただし、次に掲げる押印については従来どおりの取り扱いとすること。

- ① 法人等に求めている押印のため、見直しを行わないもの
事業主(船舶所有者)印、市区町村長の印、社会保険労務士の提出代行者印、金融機関の証
明印
- ② 適正な支払を確保する観点から、今回押印の見直しを見送るもの
医師及び助産婦の意見・証明印、その他第三者の証明印、給付に関する届書等に係る委任
者及び受取代理人の印
- ③ 法律等により押印が義務づけられており、今回押印の見直しを見送るもの
扶養親族等申告書に係る申請者印、現金の受領印

(二) 国が地方公共団体に対して求めている押印について

事務連絡等にかかる押印は廃止する。

二 事務取扱方法

(一) 共通事項

① 届書等に係る押印の取扱い

ア 被保険者等が提出する届書等(別紙)については、氏名を本人自ら署名した場合は押印を
不要とし、本人の自署以外の場合は本人の押印を必要とすること。

イ 「一(一)ただし書き」に掲げる事業主(船舶所有者)印等については、押印を必要とする
こと。

② 帳票の様式の見直し

総務部経理課長から各社会保険事務所(本課を含む)あて管理換される帳票の様式について
は、平成一一年四月以降在庫が終了し次第、「記入上の注意欄」等に左記(例)の趣旨を記載
した帳票が管理換される予定であること。

また、各都道府県において帳票等を作成しているものについては、今後作成する際に左記
(例)を参考に「記入上の注意欄」等を補正のうえ、所要の措置を講じること。

なお、当分の間は現にある帳票の様式をそのまま使用しても差し支えないこと。

(例)

ア 被保険者(受給権者)が記載して提出する届書等

「被保険者(受給権者)が自ら署名する場合には、被保険者(受給権者)の押印は不要で
す。」

イ 被保険者及び受取代理人が記載して提出する届書等

「被保険者が自ら署名する場合には、被保険者の押印は不要です。ただし、受取代理人
がいる場合には、委任者及び受取代理人の押印が必要です。」

ウ 事業主、社会保険労務士、医師、助産婦、金融機関等第三者の記載が必要な届書等

「被保険者(受給権者)以外の方の押印は、省略することができません。」

(二) 厚生年金、国民年金

① 届書等に係る押印の取扱い

ア 現況届については、氏名を本人が自ら署名、または代理人が署名した場合のいずれの場合においても押印は不要としたこと。

イ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の申請印については、国税通則法の規定により、従来どおり本人の押印を必要とすること。

② 帳票の様式の見直し

改正後の現況届の帳票には、次の事項等を記載することとしたこと。

「あなたの住所及び氏名を漢字で記入し、切手を貼って提出してください。なお、ご自分でご記入することができないため、親族等のご本人以外の方がご記入されるときは、「代理人署名欄」に氏名及び住所などを記入してください。」

なお、現況届については、平成一一年一月に提出期限が到来するものから、また諸変更裁定請求書については、同年一月に六五歳に到達するものから改正後の帳票により、受給権者あて送付することとしたこと。

③ 国が地方公共団体に対して求めている押印の取扱い

「国民年金関係書類送付書」、「国民年金印紙検認票等送付書」、「国民年金印紙検認票及び特別検認台紙送付書」、及び「年金受給権者生存調べ一覧表について(回答)」など事務連絡等に係る市区町村長の押印は廃止すること。

三 実施時期

平成一一年一月

四 業務取扱要領について

基礎年金番号関係業務取扱要領等については、所要の改正を行うこととしたこと。

なお、差替分については、社会保険業務センターより別途送付することとしていること。

五 広報等

届書等の押印の見直しに伴う事務の取り扱いについて、都道府県、社会保険事務所、市区町村、関係団体等に周知を図ること。

(別紙) 略

年管管発 0329 第 7 号
平成 31 年 3 月 29 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿
事業推進部門（統括担当）担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

適用事業所が提出する届出等における添付書類及び押印等の取扱いについて

今般、「行政手続コスト」削減のための基本計画」（平成 29 年 6 月厚生労働省決定）に基づき、適用事業所が日本年金機構（以下「機構」という。）に提出する届出等における添付書類並びに被保険者とその被扶養者に係る署名及び押印等の取扱いについて、下記のとおりとすることとしたので、ここに通知する。

なお、この取扱いについては、平成 31 年 9 月 1 日までは、なお従前の例によることができるものとする。

記

1. 届出等における添付書類の廃止

資格喪失届及び被保険者報酬月額変更届の届出の受付年月日より 60 日以上遡る場合又は既に届出済である標準報酬月額を大幅に引き下げる場合について、添付書類は求めないこととする。

なお、添付書類の廃止に伴う適正な届出処理の確認については、年金事務所が適用事業所の調査を重点的に行うこととしており、具体的な調査手法等については、別途通知する。

2. 署名・押印等の取扱い

以下の届書については、事業主において、申請者本人が当該届出を提出する意思を確認した旨を各届書の備考欄に記載することにより、申請者署名欄の本人署名又は押印を省略することとする。また、電子申請及び電子媒体による申請においては、委任状を省略することとする。

- ・被保険者生年月日訂正届
- ・被扶養者（異動）届・第 3 号被保険者関係届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届（特例の申出を行う場合）
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届（特例の終了する場合）

年管管発 0717 第 1 号
年国発 0717 第 1 号
令和 2 年 7 月 17 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省年金局国際年金課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点からの適用事業所が
書面で提出する届出等における押印及び署名の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、適用事業所が日本年金機構（以下「機構」という。）に書面で提出する届出等における押印及び署名の取扱いについて、当分の間、下記のとおりであるので、通知する。

記

1 事業主の押印及び署名の取扱い

適用事業所が機構に書面で提出する届出等においては、事業主の押印又は署名を必要としているところであるが、当分の間、事業主の押印又は署名がなくても、そのことのみをもって不備返戻を行わず、処理を行って差し支えない。

この場合において、以下の届書等については、特に慎重に本人確認を行う必要があると考えられることから、できる限り押印又は署名をお願いするものとするが、他の方法により本人確認が可能な場合には押印及び署名を不要とするなど、柔軟に対応するよう留意すること（具体的な手続は別紙参照）。

① 事業主に対して手続の結果に係る通知（決定通知書等）が送付されず、事業主が当該手続が行われたことを把握できない届書等

② 郵送通知物の宛先となる住所及び氏名の変更に係る届書等（法人登記簿等が添付される場合にあつては当該登記簿等に記載の所在地と異なる所在地を届け出る場合に限る。）

※ 郵送通知物の宛先が変更されると、個人情報漏洩のリスクがあるほか、事業主は決定通知書等により当該届出がなされたことを把握することができない。

③ 当該手続により直接的に金銭の支払等が発生する届書等

2 申請者本人の押印及び署名の取扱い

申請者本人の押印又は署名を必要としている手続における押印及び署名の取扱いについては、「適用事業所が提出する届出等における添付書類及び押印等の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日付け年管管発 0329 第 7 号年金局事業管理課長通知）によること。

別紙

通番	届書等の名称
①事業主に対して手続の結果に係る通知（決定通知書等）が送付されず、事業主が当該手続が行われたことを把握できない届書等（②に該当する届書等を除く。）	
1	健康保険・厚生年金保険 適用事業所全喪届
2	船員保険・厚生年金保険 不適用船舶所有者届
3	健康保険・厚生年金保険 事業所関係変更（訂正）届
4	健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届 船員保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届
②郵送通知物の宛先となる住所及び氏名の変更に係る届書等（法人登記簿等が添付される場合にあっては当該登記簿等に記載の所在地と異なる所在地を届け出る場合に限る。）	
5	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
6	船員保険・厚生年金保険 新規適用船舶所有者届
7	健康保険・厚生年金保険 適用事業所 名称/所在地 変更（訂正）届
8	船員保険・厚生年金保険 船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届
9	健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 船員保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届
10	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届 船員保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届
③当該手続により直接的に金銭の支払等が発生する届書等	
11	保険料等還付請求書
12	健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書 船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書 健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ銀行用）
13	健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書 船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書 健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（ゆうちょ銀行用）